

第4章 史跡垣ノ島遺跡の本質的価値

(1) 史跡の本質的価値

本史跡が持つ本質的価値を明確に認識し、共通理解とすることが、史跡の保存・活用の基本的な理念となる。なお、史跡における本質的価値とは「土地と一体となって有する、わが国の歴史上又は学術上の価値」であり「史跡の指定に値する枢要の価値」とされ、指定説明文に立脚しつつ、総括的に整理・確認し明示することとされている。

本史跡においては、平成23(2011)年の史跡指定時の指定説明文(第3章(3)参照)や、これまでの発掘調査で得られた成果を踏まえ、本質的価値を次の3点に整理する。

○ 縄文時代早期前半から後期後半にかけての長期間にわたる集落変遷と定住を示す拠点集落

- ・一つの台地において、縄文早期前半から後期後半(約9,000~3,000年前)の約6,000年間にわたる集落の選地や変遷および土地利用の様相を明確に捉えることができる。
- ・縄文前期前半を除き、継続して営まれた集落であり、長期間にわたる定住を示す。
- ・縄文各期の竪穴建物跡からは、独特の構造や特徴的な出土遺物が確認されており、縄文遺跡が数多く残されている本地域の中でも代表的な拠点集落の様相を呈する。
- ・縄文早期後半期において、竪穴建物からなる「居住域」と土坑墓からなる「墓域」が形成され、日常と非日常の空間が分離した、集落における機能分化のはじまりを示す。



○ 墓域や盛り土遺構、特殊土器など縄文各期における精神性や社会性を示す多様な遺構と遺物

- ・縄文早期後半の墓域や副葬された足形付土版、前期後半から後期初頭にかけて形成された盛り土遺構や青竜刀形石器・石棒などの儀礼具、後期前半に構築された配石遺構やヒスイ製装飾品・漆製品等の関連遺物、後期後半の住居廃棄儀礼が見られる竪穴建物群や床面から出土した漆塗り注口土器・香炉形土器といった特殊土器など、集落が営まれた各期において当時の高い精神性や社会性を示す貴重な遺構や遺物が数多く存在する。
- ・大型の合葬墓と単独墓からなる墓域や足形付土版・尖頭器・つまみ付きナイフなどの副葬品から、限られた時期(縄文早期末から前期初頭)・地域(渡島半島南東部[函館市]および石狩低地帯[千歳市・苫小牧市])における特殊な墓制や葬送儀礼の存在が明らかとなり、当時の精神文化を知ろううえで極めて重要である。
- ・盛り土遺構は国内最大級の規模で、その形成過程や独特の構造とともに、集落と複合した当時の精神性を示す大規模な記念物であり、さらには保存状態が良好で、現在も視覚的に明瞭に確認することができる。



- ・一つの台地において、縄文後期初頭に最盛期を迎え終焉となる盛り土遺構と、その後の後期前半に構築された配石遺構の存在は、祭祀・儀礼の拠点として位置付けられるとともに、さらには当該期・当地域の大規模記念物の立地や変遷過程をも窺い知ることができる。

○ 集落を支えた豊かな自然とヒトとの関わりや周辺地域との交流を示す出土遺物と地勢

- ・これまでの発掘調査により出土した日用道具や儀礼具、動植物遺存体などの20万点を超える膨大な遺物から、自然環境の変化に都度適応しながら長期にわたる集落の継続を可能にした当時の生活や生業を窺い知ることができる。
- ・中でも縄文早期後半の竪穴建物跡から一括出土した漁網用の石錘は、本地域において早い段階から漁具を用いた漁労が活発に行われるなど、海洋環境への適応を示す。
- ・縄文前期前半に発生した、本史跡から直線で25km北西に位置する駒ヶ岳の大噴火に伴う多量の降下火山灰（Ko-g）の影響により、一時期は生活の痕跡が途絶えたが、前期後半には生態系が再生し、集落の形成や盛り土遺構の萌芽が見られるなど、ヒトと自然災害との関わりを顕著に示す。
- ・暖流と寒流の接する水産資源の豊富な太平洋に面し、沖合に突き出た弁天岬がランドマークになるなど、本州や津軽海峡方面、また噴火湾を経て道央部に向かう際の中継点にあたり、海路交易における優位性が窺える。
- ・海、山、川といった往時の生活を支えた豊かな自然環境が凝縮した地形に立地しており、さらにそれが良好な状態で残され現在に受け継がれている。



以上を踏まえ、史跡垣ノ島遺跡の本質的価値について、次のように総括的に明示する。



北海道南部の太平洋沿岸に面した、縄文時代早期前半から後期後半にかけての長期間にわたり営まれ、居住域と墓域の分離や大規模な盛り土遺構、墓に副葬された足形付土版など、高い精神性や社会性を示す多様な遺構と遺物を有する拠点的な集落跡

(2) 史跡の構成要素の特定

史跡の本質的価値を明確化するため、「史跡の構成要素」、「指定地の周辺地域を構成する要素」に大別した。

そのうち「史跡の構成要素」は、「本質的な価値を構成する枢要な要素」、「本質的な価値を構成する枢要な要素以外の諸要素」に区分し、さらに「本質的な価値を構成する枢要な要素以外の諸要素」については、「本質的価値に準じる諸要素」、「保護に資する諸要素」、「その他の諸要素」に細分した。

一方、「指定地の周辺地域を構成する要素」は、「本質的価値を構成する枢要な要素と同価値の諸要素」、「保護に資する諸要素」、「周辺環境を構成する諸要素」、「その他の諸要素」に区分した。

構成要素区分の考え方は次のとおりであり、この区分に基づきそれぞれに該当する要素を示す。

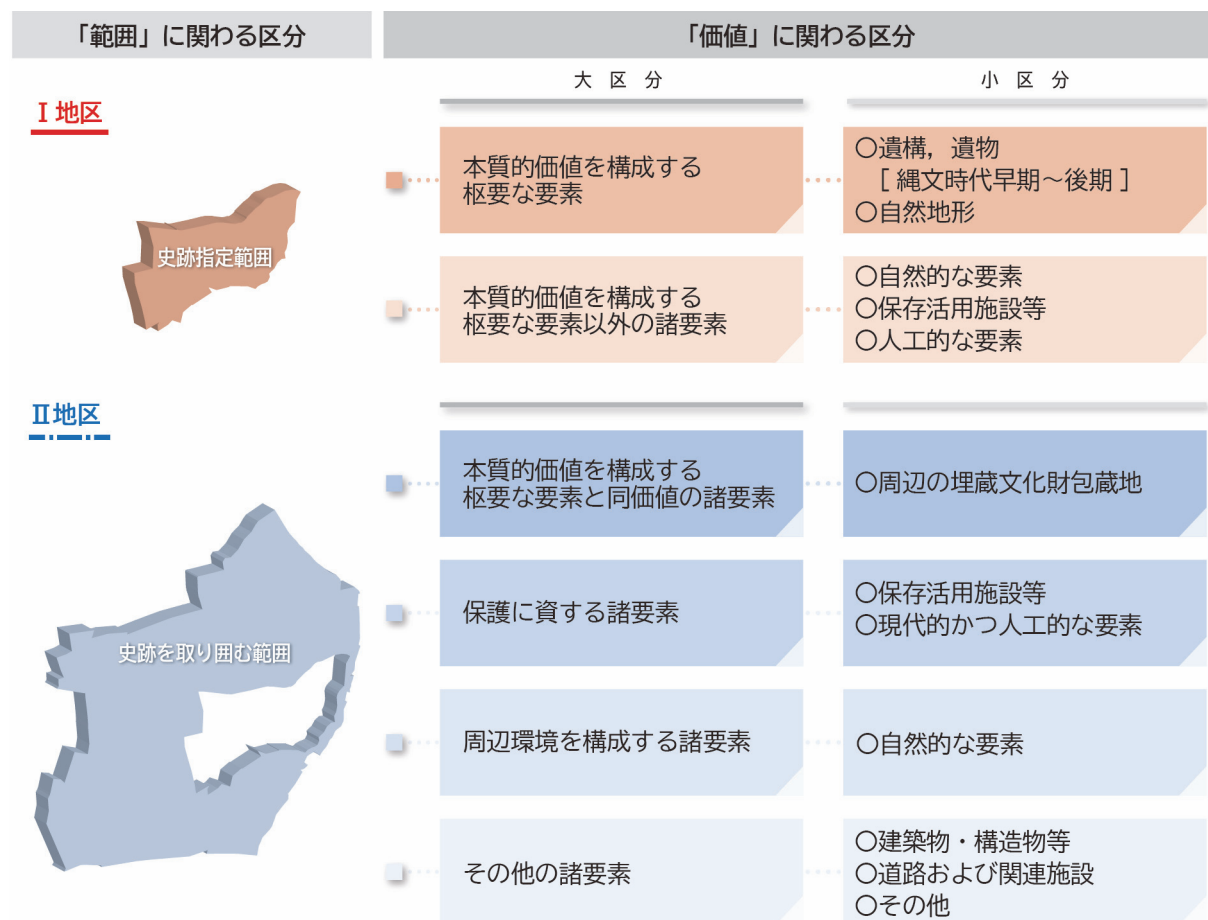


図4-1 構成要素区分の考え方

ア 史跡の構成要素（I地区：史跡指定地）

(ア) 本質的価値を構成する枢要な要素

縄文時代早期から後期の遺構・遺物が挙げられる。土坑墓や大規模な盛り土遺構、土器や石器、骨角器など、長期間にわたる拠点集落が営まれたことを示す多様な遺構や遺物が出土しており、現在でも多数の埋蔵物が地下に存在する。

既存の盛り土遺構の整備では、昭和4(1929)年の駒ヶ岳a(Ko-a)火山灰降下前の地形を復元するために、遺構の保存を前提に約30cmの保護層の造成と野芝の植栽を行っている。また、竖穴

建物群においても後世の地形改変は見られず十分な保護層が確保されていることから、張芝による表面保護を行うことで現況地形を維持している。

さらに、こうした拠点集落を形成する自然地形として、海岸段丘や段丘斜面などが挙げられる。遺跡の立地や生業に密接に関わる要素である。

(イ) 本質的価値を構成する枢要な要素以外の諸要素

a 本質的価値に準じる諸要素

腐植土や火山堆積物が史跡の本質的な価値を構成する要素である埋蔵物を被覆していることで、それらが地上に露出することなく保護されている。

b 保護に資する諸要素

史跡指定以前から遺跡内に自生していたクリ、オニグルミ等の既存木、整備後に地元の団体から寄附されたクリ、オオヤマザクラ等の植樹木など、縄文時代の植生復元のため在来樹種を保護・植樹しており、往時の自然環境の理解促進に寄与している。

休養便益施設としての機能を持つ管理棟、発掘や土器野焼き等の体験ができる体験広場、史跡の見学における解説板や園路など、史跡を適切に管理・活用するための保存活用施設等を整備している。

c その他の諸要素

史跡指定以前に植林された、縄文時代の景観としてふさわしくない針葉樹が挙げられる。

イ 指定地の周辺地域を構成する要素（Ⅱ地区：史跡を取り囲む範囲）

(ア) 本質的価値を構成する枢要な要素と同価値の諸要素

本史跡の周辺に位置する、縄文時代に属する周知の埋蔵文化財包蔵地が挙げられる。

(イ) 保護に資する諸要素

史跡見学の導入部となる入口ゲートに続き、案内窓口、展望デッキなどの便益施設や眺望点を整備している。

また、本史跡の遺物も展示する縄文文化交流センターや道の駅「縄文ロマン南かやべ」などが挙げられる。

(ウ) 周辺環境を構成する諸要素

史跡は海岸線に沿って形成される段丘上に立地しているほか、周辺は河川や森林などが存在し、縄文当時を想起させる地形および自然環境を有している。

(I) その他の諸要素

各種建築物や道路およびその関連施設が挙げられる。海岸段丘下の低地には、国道に沿って集落が形成され、地域住民にとって基幹産業と密接に結びついた居住空間となっており、史跡北西側では白尻漁港臨港道路の建設工事が進行中である。

また、主に史跡南側（山側）には近代以降に植林された針葉樹林が広がっている。

表4-1 構成要素一覧

		区分	要素
史跡の構成要素（Ⅰ地区 史跡指定地）	■ 本質的価値を構成する枢要な要素		
	縄文時代 (早期～後期)	遺構	・ 竪穴建物跡（集落），盛り土遺構（丘状遺構，道状遺構），土坑（墓，貯蔵穴等），配石遺構，その他地下に埋蔵している遺構
		遺物	・ 土器，石器，骨角器，土製品，石製品，自然遺物（動植物遺存体），その他地下に埋蔵している遺物
	自然地形		・ 海岸段丘，段丘斜面，沢地形
	■ 本質的価値を構成する枢要な要素以外の諸要素		
	▼ 本質的価値に準じる諸要素		
	自然的な要素		・ 被覆土（腐植土，火山堆積物（駒ヶ岳，白頭山由来））
	▼ 保護に資する諸要素		
	自然的な要素		・ 既存木（クリ，オニグルミ等） ・ 植樹木（クリ，オオヤマザクラ等）
	保存活用施設等		・ 総合案内板，世界遺産共通サイン，記名サイン，アクセシブルサイン，案内標識，解説板，注意看板 ・ 管理棟，体験広場（体験棟，土器焼き体験施設，発掘体験施設，住居モデル），芝生広場，エントランス広場，立体模型，標柱，多目的スペース ・ 園路，管理用通路，階段，手摺，スロープ，照明灯 ・ 境界杭，境界標 ・ スツール，ロープ柵，チェーン柵 ・ 生垣（ハマナス），芝，百葉箱（温湿度計）
▼ その他の諸要素			
人工的な要素		・ 植林木（スギ，トドマツ等）	
		区分	要素
指定地の周辺地域を構成する要素（Ⅱ地区 史跡指定地外）	■ 本質的価値を構成する枢要な要素と同価値の諸要素		
	周辺の埋蔵文化財包蔵地		・ 白尻A遺跡，垣ノ島B遺跡，垣ノ島C遺跡，垣ノ島D遺跡，電電公社合宿舎遺跡
	■ 保護に資する諸要素		
	保存活用施設等		・ 記名サイン，入口ゲート（掲示板，人数カウンター），案内窓口，物置，展望デッキ（解説板，ベンチ，スツール，デジタルサイネージ），園路，案内板，転落防止柵 ・ 管理用通路，階段，手摺，スロープ，アクセシブルサイン，照明灯，チェーン柵 ・ 縄文文化交流センター，道の駅「縄文ロマン南かやべ」 ・ 駐車場，遺跡標識，説明板
	現代のかつ人工的な要素		・ 急斜面地崩落防止ネット
	■ 周辺環境を構成する諸要素		
	自然的な要素		・ 垣の島川，海岸段丘，段丘斜面，落葉広葉樹林，草地，鳴岩
	■ その他の諸要素		
	建築物・構造物等		・ 家屋，飲食店，木工所，漁業関連施設（水産加工施設，コンブ加工施設，資材置場），太陽光発電施設 ・ 落石防護柵 ・ 電柱，外灯，携帯電話通信施設 ・ 墓地
	道路および関連施設		・ 国道278号尾札部道路（バイパス），市道白尻東海線，市道白尻高台線，市道安浦白尻高台線，白尻漁港臨港道路（建設中） ・ 垣の島橋 ・ 道路附属物
その他		・ 針葉樹林 ・ 畑（家庭菜園） ・ 3級基準点	

< 史跡指定地内の構成要素 >

本質的価値を構成する重要な要素		
No.	記号	要素
1		竪穴建物跡(集落)
2		盛り土遺構(丘状遺構, 道状遺構)
3		海岸段丘
4		段丘斜面
5		沢地形
本質的価値を構成する重要な要素以外の諸要素		
No.	記号	要素
6		既存木 (クリ, オニグルミ等)
7		植樹木 (クリ, オオヤマザクラ等)
8		総合案内板
9		世界遺産共通サイン
10		記名サイン
11		アクセシブルサイン
12		案内標識

13		解説板
14		注意看板
15		管理棟
16		体験広場 (体験棟)
		(土器焼き体験施設)
		(発掘体験施設)
17		芝生広場 (住居モデル)
18		エントランス広場
19		立体模型
20		標柱
21		多目的スペース
22		舗装 (カラー)
		園路 舗装 (黒)
		砂利敷
23		管理用通路

24		階段, 手摺
25		スロープ
26		照明灯
27		境界杭, 境界標
28		スツール
29		ロープ柵
30		チェーン柵
31		生垣 (ハマナス)
32		芝
33		百葉箱 (温室度計)
34		植林木 (スギ, トドマツ等)

※位置および範囲を把握した構成要素を示す。
 なお、次頁以降に掲載した写真の位置については、図中の番号にて示す。



図4-2 構成要素箇所図-史跡指定地内 (I地区 S=1/4,000)

▼ I 地区：本質的価値を構成する枢要な要素



1：豎穴建物跡（集落）



2：盛り土遺構（丘状遺構・道状遺構）



3：海岸段丘 / 4：段丘斜面 / 5：沢地形

▼ I 地区：本質的価値を構成する枢要な要素以外の諸要素 — 保護に資する諸要素



6：既存木（クリ，オニグルミ等）



7：植樹木（クリ，オオヤマザクラ等）



— 保護に資する諸要素



8：総合案内板1（エントランス広場）



8：総合案内板2（エントランス広場）



8：総合案内板（管理棟）



9：世界遺産共通サイン



10：記名サイン



11：アクセシブルサイン



12：案内標識



13：解説板「盛り土遺構」



13：解説板「丘状遺構」



13：解説板「道状遺構」



13：解説板「窪みで残る竪穴建物跡」



13：解説板「海への眺望」



14：注意看板「史跡利用案内」



14：注意看板「駐車禁止」



15：管理棟



16：体験広場（体験棟）

— 保護に資する諸要素



16：体験広場（土器焼き体験施設）



16：体験広場（発掘体験施設）



16：体験広場（住居モデル）



17：芝生広場



18：エントランス広場



19：立体模型



20：標柱



21：多目的スペース



22：園路「舗装（カラー）」



22：園路「舗装（黒）」



22：園路「砂利敷」



23：管理用通路



24：階段・手摺



25：スロープ



26：照明灯

一 保護に資する諸要素



27：境界杭



27：境界標



28：スツール



29：ロープ柵（木製）



29：ロープ柵（擬木製）



30：チェーン柵



31：生垣（ハマナス）



32：芝



33：百葉箱（温湿度計）

一 その他の諸要素



34：植林木(スギ・トドマツ等)

< 史跡指定地外の構成要素 >

本質的価値を構成する重要な要素と同価値の諸要素		
No.	記号	要素
1	■	白尻A遺跡、垣ノ島B・C・D遺跡、電電公社宿舍遺跡
2	●	記名サイン
保護に資する諸要素		
No.	記号	要素
3	●	(掲示板)
		(人数カウンター)
4	■	案内窓口
5	■	物置
6	●	(解説板)
		(ベンチ)
		(スツール)
		(デジタルサイネージ)
7	●	案内板
8	-----	転落防止柵
9	■	園路
10	■	管理用通路

11	■	階段、手摺
12	■	スロープ
13	●	アクセシブルサイン
14	●	照明灯
15	-----	チェーン柵
16	■	縄文文化交流センター
17	■	道の駅「縄文ロマン南かやべ」
18	■	駐車場
19	●	遺跡標識
20	●	説明板
21	■	急斜面地崩落防止ネット
周辺環境を構成する諸要素		
No.	記号	要素
22	■	垣の島川
23	■	海岸段丘
24	■	段丘斜面
25	■	落葉広葉樹林
26	■	草地
27	■	鳴岩

その他の諸要素		
No.	記号	要素
28	■	家屋
29	■	飲食店
30	■	木工所
31	■	(水産加工施設)
		(コンプ加工施設)
		(資材置場)
32	■	太陽光発電施設
33	■	落石防護柵
34	○	電柱
35	▲	外灯
36	○	携帯電話通信施設
37	■	墓地
38	■	国道278号尾札部道路(バイパス), 市道白尻東海線, 市道白尻高台線, 市道安浦白尻高台線, 白尻漁港臨港道路(建設中)
39	■	垣の島橋
40	○	道路附属物
41	■	針葉樹林
42	■	畑(家庭菜園)
43	▲	3級基準点



図4-3 構成要素箇所図-史跡指定地外(Ⅱ地区 S=1/8,000)

▼II地区：指定地の周辺地域を構成する要素 — 保護に資する諸要素



2：記名サイン



3：入口ゲート



3：入口ゲート（掲示板）



3：入口ゲート（人数カウンター）



4：案内窓口



5：物置



6：展望デッキ / 9：園路



6：展望デッキ（解説板「縄文時代の垣ノ島遺跡」）



6：展望デッキ（ベンチ）



6：展望デッキ（スツール）



6：展望デッキ（デジタルサイネージ）



7：案内板「定時解説」



7：案内板「デジタルコンテンツ」



8：転落防止柵

— 保護に資する諸要素



10：管理用通路



11：階段・手摺



12：スロープ



13：アクセシブルサイン



14：照明灯



15：チェーン柵



16：縄文文化交流センター ※駐車場側からの外観



16：縄文文化交流センター ※遺跡側からの外観



17：道の駅「縄文ロマン南かやべ」

一 保護に資する諸要素



18：駐車場 一般車両用



18：駐車場 福祉車両用



19：遺跡標識

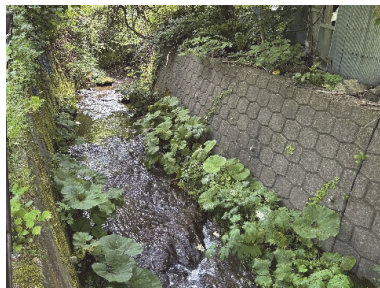


20：説明板「道の駅」



21：急斜面地崩落防止ネット

一 周辺環境を構成する諸要素



22：垣の島川



23：海岸段丘



24：段丘斜面



25：落葉広葉樹林



26：草地



27：鳴岩

一 その他の諸要素



28：家屋



29：飲食店



30：木工所

— その他の諸要素



31：漁業関連施設（水産加工施設）



31：漁業関連施設（コンブ加工施設）



31：漁業関連施設（資材置場）



32：太陽光発電施設



33：落石防護柵



34：電柱



35：外灯



36：携帯電話通信施設



37：墓地（白尻霊園）



38：国道278号尾札部道路（バイパス）



38：市道白尻東海線



38：市道安浦白尻高台線



39：垣の島橋



40：道路附属物「視線誘導標」



40：道路附属物「カーブミラー」



41：針葉樹林



42：畑（家庭菜園）



43：3級基準点